

●香川県告示第100号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者が家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和4年3月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 実施の目的

腐蝕病の発生予防のため

2 実施する区域

香川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 他の都道府県の区域に転飼しようとする蜜蜂

(2) 他の都道府県の区域に施設園芸の用に供するために移動して飼育しようとする蜜蜂

4 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 検査の方法

臨床検査及び細菌学的検査